

令和7年度「新潟県自殺対策強化月間」実施要綱

第1 趣旨

自殺対策基本法において、3月を「自殺対策強化月間」と位置付け、国及び地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする」と規定されている。

本県における令和6年の自殺者数(人口動態統計)は426人で、自殺死亡率は20.5と、全国水準(全国16.3)よりも高い値で推移しており、3月の「新潟県自殺対策強化月間」において、県、市町村、関係機関・団体、民間団体等が連携し、県民一人一人が自殺予防に対する意識をもち、社会全体で自殺の危険性を低下させることを共通認識の下、自殺対策基本法に定める「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、自殺対策の諸事業を集中的に実施する。

第2 実施期間

令和8年3月1日から3月31日までの1か月間

第3 実施機関

新潟県、市町村、新潟県自殺予防対策推進県民会議構成団体等関係機関・民間団体等、月間の趣旨に賛同・協力していただける機関・団体・企業等

第4 推進キャッチフレーズ及びキャンペーンキャラクター

1 推進キャッチフレーズ

- 「たった一人のあなたです たった一つの命です」(新潟県自殺予防対策キャッチフレーズ)

及び

- 「みんなで守る 新潟のいのち」(新潟県の自殺対策のコンセプト)を積極的に活用する。

2 キャンペーンキャラクター

- 「みまもリン」



第5 実施事項

1 自殺予防メディアミックスキャンペーン

ラジオやその他広報媒体等を活用し、自殺予防の呼びかけや相談窓口の周知を行う。

- ラジオ 民放ラジオ合同キャンペーン（メディアゲートキーパーによる啓発）
- WEB広告、デジタルサイネージの掲出
- 横断幕、のぼり旗、ポスター等の掲示

2 新潟県こころの相談ダイヤル（0570-783-025 ナビダイヤル なやみ なしにいがた）

県内統一ダイヤルとして、24時間365日、12保健所、新潟市こころの健康センター等で対応。

3 県の広報媒体等を活用した月間の周知

- 県ホームページ「こころの相談にいがた」「リレー型フォーラムのご案内」等の活用による周知
- 県からのお知らせ（新聞）の活用による周知
- 報道機関への周知
- Twitter投稿による周知
- 県公報モニターによる周知

4 関係機関と連携した幅広い広報の展開

市町村、関係機関・団体、民間団体、包括連携企業等の協力により、県及び厚生労働省が作成するポスターの掲示やリーフレットの配布等による幅広い広報を展開する。

また、市町村等において実施する、自殺対策やメンタルヘルス等に関する事業についても、「新潟県自殺対策強化月間」連携事業として積極的にPRする。